

大和市屋外広告物条例標準処理期間・審査基準

平成20年4月

大和市

大和市屋外広告物条例標準処理期間・審査基準

標準処理期間

屋外広告物の表示又は屋外広告物掲出物件の設置の許可

10日

屋外広告物の表示又は屋外広告物掲出物件の設置の許可、禁止及び基準に関する規定の適用除外の決定

60日

屋外広告物の表示又は屋外広告物掲出物件の設置の許可の内容変更等の許可

7日

屋外広告物の表示又は屋外広告物掲出物件の設置の継続の許可

10日

○大和市屋外広告物条例による地域の指定

大和市屋外広告物条例（平成19年大和市条例第42号。以下「条例」という。）第5条第1項第2号及び第6号並びに同条第2項の規定に基づき、次のとおりその区域を指定した。

平成20年4月1日

大和市長 大 木 哲

1 条例第5条第1項第2号の規定により市長が指定する区域

- (1) 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）により指定された文化財のうち次に掲げる天然記念物の区域

種 別	名 称	所在地
神奈川県指定天然記念物	大和のシラカシ林	上草柳1712番地、1713番地、1722番地及び1723番地

- (2) 大和市文化財保護条例（昭和38年大和市条例第25号）により指定された文化財のうち次に掲げる建造物の敷地及び天然記念物の区域

種 別	名 称	所在地
大和市指定有形文化財	旧小倉家可光家住宅と土蔵	下鶴間2395番地5
	旧北島忠義家住宅	上草柳629番地1
	旧小川勝家住宅	
	大津家長屋門	下和田1105番地
大和市指定天然記念物	福田のケヤキ	福田1209番地
	下和田のケヤキ	下和田1105番地
	ハルニレ（なんじゃもんじゃの木）	深見3367番地
	タブノキ	代官一丁目19番地7

2 条例第5条第1項第6号の規定により市長が指定する区域

次に掲げる道路及び鉄道の線路用地並びにこれらの両外側500メートル以内の区域とする。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた用途地域のうち第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を除く。

- (1) 高速自動車国道第一東海自動車道
(2) 東海道新幹線

3 条例第5条第2項の規定により市長が指定する区域

- (1) 別表第1に掲げる交差点
(2) 別表第2に掲げる踏切
(3) 第1号の交差点及び前号の踏切の側端から10メートル以内の道路の区域並びにその道路及び交差点の両外側10メートル以内の区域であって、地上からの高さ10メートル以内の範囲

大和市屋外広告物条例標準処理期間・審査基準

別表第1 (交差点関係)

整理番号	交差点名	交差する道路	所在地
1	つきみ野入口	国道16号線、県道56号線及び公所相模原線	つきみ野八丁目13番地9先
2	つきみ野	県道56号線、公所つきみ野線及び公所中央林間線	つきみ野五丁目18番地先
3	中央林間六丁目	内山9号、南大和相模原線及び公所中央林間線	下鶴間1598番地先
4	多胡記念公園前	福田相模原線1号、公所中央林間線及び中央林間60号	中央林間五丁目17番3号先
5	大和高校入口	南大和相模原線、内山38号及び中央林間45号	下鶴間1615番地先
6	下鶴間	県道56号線及び県道50号線	下鶴間2079番地1先
7	中央林間	南大和相模原線及び県道50号線	中央林間二丁目21番27号先
8	新町	福田相模原線2号及び県道50号線	下鶴間4258番地先
9	南林間駅入口	南大和相模原線及び南林間駅東線	下鶴間3001番地先
10	四条通り	福田相模原線2号及び南林間座間線	南林間四丁目6番18号先
11	山王原東側	国道246号大和厚木バイパス線及び国道467号線	下鶴間2570番地4先
12	山王原	下鶴間93号、国道467号線及び下鶴間桜森線	下鶴間二丁目10番3号先
13	鶴間	南大和相模原線及び下鶴間桜森線	鶴間一丁目32番1号先
14	西鶴間	福田相模原線2号及び下鶴間桜森線	西鶴間一丁目18番4号先
15	一ノ関	国道467号線及び国道246号大和厚木バイパス線	深見西八丁目9番31号先
16	沖野	南大和相模原線及び国道246号大和厚木バイパス線	深見西五丁目4番21号先
17	上草柳八丁目	福田相模原線2号及び国道246号大和厚木バイパス線	上草柳八丁目1番先
18	上草柳	下鶴間桜森線及び国道246号大和厚木バイパス線	上草柳580番地先
19	大和東	国道467号線及び三ツ境下草柳線	大和東三丁目12番13号先
20	図書館前	南大和相模原線及び三ツ境下草柳線	深見西一丁目2番24号先
21	スポーツセンター入口	福田相模原線2号、三ツ境下草柳線及び中央11号	中央二丁目14番18号先
22	深見台	国道467号線及び入村扇野線	大和東一丁目10番14号先
23	大和東一丁目	大和東3号、天満宮1号及び入村扇野線	大和東三丁目4番30号先

大和市屋外広告物条例標準処理期間・審査基準

24	大和東二丁目	南大和相模原線及び入村扇野線	大和東二丁目2番17号先
25	中央二丁目	中央11号、10号及び19号並びに入村扇野線	中央二丁目4番13号先
26	草柳小学校前	福田相模原線2号及び入村扇野線	中央三丁目6番1号先
27	大和駅入口	国道467号線及び深見草柳線	大和南一丁目13番17号先
28	大和南	大和南7号及び大和南17号並びに深見草柳線	大和南二丁目2番6号先
29	大和駅南	本町通り線及び深見草柳線	大和南一丁目5番11号先
30	大和駅南入口	大和駅南線、県道40号線及び深見草柳線	中央五丁目1番26号先
31	大和中央五丁目	中央21号及び県道40号線	中央五丁目2番27号先
32	中央四丁目	福田相模原線2号及び県道40号線	中央四丁目10番8号先
33	草柳一丁目	新道下篠山線及び県道40号線	草柳一丁目22番地1号先
34	光ヶ丘	国道467号線及び県道40号線	大和南二丁目13番14号先
35	中央七丁目	福田相模原線3号及び県道40号線	中央七丁目14番16号先
36	環境管理センター前	新道下篠山線及び桜ヶ丘境橋線	柳橋五丁目18番地6先
37	桜ヶ丘駅西口	福田相模原線3号及び桜ヶ丘境橋線	福田二丁目3番地18先
38	桜ヶ丘	国道467号線及び県道45号線	上和田975番地先
39	新道下	福田相模原線3号及び県道45号線	福田二丁目5番地11先
40	福田	新道下篠山線及び県道45号線	福田六丁目1番地20先
41	代官一丁目	県道45号及び新道下南庭線	代官一丁目1番地1先
42	代官二丁目	中福田南庭線及び新道下南庭線	代官二丁目1番地4先
43	代官三丁目	新道下南庭線及び県道45号線	代官三丁目18番地4先
44	福田入口	国道467号線及び中福田南庭線	渋谷一丁目6番5号先
45	札の辻	福田相模原線3号及び中福田南庭線	渋谷五丁目4番1号先
46	高座渋谷駅入口	福田相模原線3号及び高座渋谷駅西線	福田字甲八ノ区1820番4先

別表第2（踏切関係）

整理番号	踏切名	線路と交差する道路
1	小田急東林間7号踏切	公所中央林間線
2	小田急鶴間1号踏切	下鶴間桜森線
3	小田急鶴間5号踏切	三ツ境下草柳線
4	小田急大和1号踏切	県道40号線
5	小田急桜ヶ丘1号踏切	県道45号線
6	相鉄相模大塚2号踏切	下鶴間桜森線

○「屋外広告物」の定義について

関係条文

大和市屋外広告物条例

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

1. 屋外広告物法の要件

「屋外広告物」については、屋外広告物法第2条第1項に定義されており、市条例により規制を受ける屋外広告物は、同項の「屋外広告物」の4要件すべてに該当するものでなければならない。

(参考) 屋外広告物法第2条

(定義)

第2条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

屋外広告物法上の屋外広告物に該当するための4つの要件とは次のとおりである。

- (1) 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。
- (2) 屋外で表示されるものであること。
- (3) 公衆に表示されるものであること。
- (4) 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

以下、これらの4つの要件について解釈・運用は次のとおりである。

(1) 「常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。」

これは定着して表示しているものに限る趣旨であり、本要件を具備して屋外広告物に該当するものは、スタンド式広告等の可動式広告、自動車等の車体に表示される広告物などである。街頭で配布されるビラやチラシの類は、本要件を欠くため屋外広告物にあたらぬ。しかし、ビラやチラシであっても電柱、塀などにはられれば、定着性を持つことになるから屋外広告物に該当することとなる。

ア 時間制限された看板については、1日のうち数時間のみ屋外で公衆に表示されるものも屋外広告物に該当する。(昭和58年3月25日建設省都市局長回答)

イ 建築物等の外側に光を投影することによって表示する広告物は、時間的には夜に限られているものの「常時又は一定の期間継続して表示され」ているから屋外広告物に該当することとなる。

(2) 「屋外で表示されるものであること。」

これは広告物が建築物等の外側にあることを必要とし、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内に存在すれば屋外広告物に該当しないという趣旨である。

- ア 建物や自動車等の外側に表示されたものは、一般に屋外広告物となるが、電話ボックスや自動の窓ガラスの内側に表示面を外側に向けてはりつけたもの、商店等のショーウインドー内に表示されるものであってもショーウインドーが建築物の内側に設けられたものであるときは、屋内広告物である。(昭和42年10月24日建設省都市総務課長回答)したがって建物の外部から出入りする形状(建物の外側に附属して設けられた)ショーウインドーは「屋外広告物」となる。
- イ 建築物上屋の回廊等の柱及びガラス壁等に貼付した広告物は屋内広告物である。(昭和58年3月25日建設省都市局長回答)
- ウ 地下道及び地下街のうち、一般公共の用に供される地下歩道の部分については、建築物でなく地下の工作物と解され、これらの場所に表示されているものは、屋外広告物に該当しうると解される。

(3)「公衆に表示されるものであること。」

「公衆に表示」とは、単に「不特定多数に対して表示する」という意味ではなく、屋外広告物法の趣旨に照らして、建物の管理権等から総合的に判断する必要がある。

工場の壁に表示されていても、それが工場に囲まれた中庭に向って掲出されているもの、又は、駅等の改札口の内側の人に対して表示される改札口の内側にある広告物も、当該施設の管理者がその管理権に基づいて表示した広告物であれば「公衆に表示」されているとはいえず(従業員や自己施設の客に対するもの)、屋外広告物にあたらぬのである。しかし、他方で、これらの人に対して、当該施設の外側から表示された広告物であれば、屋外広告物に該当する。

次に、「表示」としてあると言いうるためには、そこに一定の観念、イメージ等が表示されていることが必要であり、何らかの観念、イメージ等が表示されていないものは、屋外広告物法の屋外広告物にあたらぬ。

- ア 建築物の外側等における絵画の表示は、通常の場合、絵画の内容とこれを表示する者の事業等との関係の有無にかかわらず、一定の観念、イメージ等を伝達することを目的として、「公衆に表示」されているものと認められ、かつ他の要件にも該当すると認められるので、屋外広告物である。(昭和39年12月11日建設省都市局長回答)
- イ しかし、他方で、ベニヤ板等にペンキを塗りたくっているもので、絵画とは認められないものは、一定の観念、イメージ等を伝達しているとは認められず、屋外広告物にはあたらぬ。
- ウ サーチライト等、単に光を上空に照射しているだけのものについては、この部分が該当しないため、屋外広告物に該当せず、したがって屋外広告物法や本条例での規制はできない。

(4)「看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。」

看板、立看板、はり紙及びはり札は屋外広告物そのものであり、広告塔、広告板、建物その他の工作物等は屋外広告物を掲出する物件である。このうち、「その他の工作物等」とは、元来屋外広告物の表示又は掲出の目的を持ったものでない煙突や塀、又は工作物とはいえない岩石、樹木等を意味し、これらを利用したものも屋外広告物に含める趣旨である。

- ア 音響広告の規制については、屋外広告物法の法意からみて有体物に限定されるべきであるから

大和市屋外広告物条例標準処理期間・審査基準

音響の如き無形の広告は、屋外広告物にはあたらない。(昭和26年3月7日建設省都市局長回答)

イ 電光ニュース板については、屋外広告物法の広告物を掲出する物件である。(昭和39年4月22日建設省都市局長回答)

ウ 自動車の形状をした建物については、建物そのものであって、「広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの」でなく、「その他これらに類するもの」と同等に扱うことは適当でないことから、屋外広告物にはあたらない。(平成8年12月5日建設省都市局公園緑地課長回答)

○他の法令に抵触するおそれのある許可処分

関係条文

大和市屋外広告物条例

(許可)

第3条 本市内に屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

他の法令に抵触するおそれのある許可に関しては、次の実例（昭和44年10月7日建設省都市総務課長通知）にしたがって解釈、運用する。

昭和44年10月7日建設省都市総務課長通知

〔問〕

1 屋外広告物法は、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために必要な規制をするものであるが、刑法第222条または同法第230条等に抵触するおそれのある屋外広告物であってもその許可申請書の提出があった場合、屋外広告物法及び同県条例（昭和39年福井県条例第45号）に定める要件を備えておれば許可せざるを得ないものと解釈してよろしいか。

2 1により許可した場合、例えば広告内容について当事者の告訴で名誉毀損罪が成立したとしても許可権者およびその事務取扱者に対しては名誉毀損ほう助罪は成立しないものと解釈するがどうか。

〔答〕 1、2とも貴見のとおり解してさしつかえない。なお、2については法務省刑事局とも打合せ済みである。

○条例第5条第1項第6号の「これらから展望できる範囲」の解釈について

関係条文

大和市屋外広告物条例

(禁止地域及び禁止物件)

第5条 次に掲げる地域又は場所には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(6) 道路及び鉄道の線路用地並びにこれらから展望できる範囲で、市長が指定する区域

大和市屋外広告物条例による区域の指定

2 条例第5条第1項第6号の規定により市長が指定する区域

次に掲げる道路及び鉄道の線路用地並びにこれらの両外側500メートル以内の区域とする。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域を除く。

(1) 高速自動車国道第一東海自動車道

(2) 東海道新幹線

本号は、禁止地域を「これらから展望できる範囲」に限定しているが、これについて、県土木部長通知（昭和51年7月26日計第248号土木部長通知）により、次の地域を禁止地域から除外するものとしている。本市もこの通知を踏襲する。

1) 山、丘などの自然の立地条件により直接展望できない地域

2) 半永久的な構造と認められる建築物、工作物等の人為的障害物により直接展望できない地域

○条例施行規則第5条第2項第3号の解釈について

関係条文

大和市屋外広告物条例

(適用除外)

第8条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条、第5条及び前条の規定は、適用しない。

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条、第5条第1項及び第3項から第6項まで並びに前条の規定は、適用しない。

(2) 祭典用その他慣例上使用される広告物又はその掲出物件で規則で定めるもの

大和市屋外広告物条例施行規則

(適用除外の広告物又は掲出物件)

第5条 条例第8条第2項第1号の規則で定める広告物又はその掲出物件は、次に掲げるものとする。

2 条例第8条第2項第2号の規則で定める広告物又はその掲出物件は、次に掲げるものとする。

(1) 社寺、教会等の礼式又は冠婚葬祭の際掲出されるもの

(2) 地方の年中行事のため表示又は設置されるもの

(3) 前2号に掲げるものに類するものとして市長が認めるもの

本号は、前記各号にただちに該当するといふ難しい広告物についても、その目的・内容を勘案して、これら各号に類すると認められる場合には、市長が条例第8条第2項第2号に該当するとして同条第1項による適用除外とすることを認めることとしたものである。

なお、本号については、神奈川県土木部長通知（昭和54年9月12日計第321号土木部長通知）により「社寺、教会等が設置する芳名板及び案内板」を認めており、その適用を除外する基準を次のように定めている。本市もこの通知を踏襲する。

(参考) 社寺、教会等が設置する芳名板及び案内板の取扱いについて

(昭和54年9月12日計第321号土木部長通知)

このことについて、鶴岡八幡宮境内における歴史的風土特別保存地区内行為許可申請のうち芳名板及び完成予想案内板の設置に関し、神奈川県屋外広告物条例上の取扱いについて統一的解釈を定める必要が出てきましたので、標記については、今後下記の基準に合致すれば神奈川県屋外広告物条例施行規則第1条の2第4号のウ（現行：県規則第2条第2項第3号）に該当するものとして、神奈川県屋外広告物条例第6条第1項第4号（現行：県条例第6条第1項第3号）の規定により適用除外の扱いをすることができるものとしたので、事務執行上遺憾のないようお願いいたします。

神奈川県屋外広告物条例施行規則第1条の2第4号のウに該当するものとして、社寺、教会等における芳名板の設置を認める場合の基準

1 設置主体

当該社寺、教会等が設置するものに限る。

2 表示内容

- (1) 芳名板の表示内容は、住所、氏名、又は法人名とし、特定商品名等広告宣伝の類の表示は含まれないものとする。
- (2) 案内板は、配置図、方向図、経路を表示したものに限る。

3 色彩について

- (1) 芳名板の文字の色は黒に限るものとする。
- (2) 案内板は原則として4色以内とし、青黒緑を基調としなければならないものとする。

4 設置場所について

- (1) 芳名板は、周囲の美観、風致を著しく害さない所に設置するものとする。
- (2) 案内板は、当該場所に案内板を設置することの必要性を中心として判断対象とするものとする。

5 規格（現行：基準）等について

規格（現行：基準）については、具体的事例に応じで判断することになるが原則として次に掲げるものは認めないものとする。

- (1) 形態が矩形以外のもの
- (2) 照明装置を伴うもの
- (3) 高さが4メートル以上のもの

○ 条例第 8 条及び同施行規則第 5 条第 4 項の解釈について

関係条文

大和市屋外広告物条例

(適用除外)

第 8 条

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第 3 条、第 5 条第 1 項及び第 3 項から第 6 項まで並びに前条の規定は、適用しない。

- (5) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はその掲出物件で規則で定める要件に適合するもの

大和市屋外広告物条例施行規則

(適用除外の広告物又は掲出物件)

第 5 条

4 条例第 8 条第 2 項第 5 号の規則で定める要件は、次に掲げるものとし、そのいずれにも適合しなければならない。

- (1) 自己の営業に係る特定の商品名等を表示するものにあつては、その表示面積が全体の表示面積の 2 分の 1 以下であること。
(2) 別表第 3 に定める区域ごとの基準に適合するものであること。

別表第 3 (第 5 条関係)

区 域	基 準
条例第 5 条第 1 項各号に掲げる地域又は場所	表示面積の合計は、5 平方メートル以内とすること。
別表第 1 に定める第 1 種許可地域	1 表示面積の合計は、10 平方メートル以内とすること。 2 建築物の上部に突出するものにあつては、当該建築物の屋根の最高部を超えないこと。
別表第 1 に定める第 2 種許可地域、第 3 種許可地域、第 4 種許可地域及び第 5 種許可地域	1 表示面積の合計は、10 平方メートル以内とすること。 2 建築物の上部に突出するものにあつては、当該建築物の屋根からの高さが 4 メートル以下とすること。

1. 自家用広告物について (規則第 5 条第 4 項)

条例第 8 条第 2 項により適用除外となる同項第 5 号の自家用広告物については、規則第 5 条第 4 項により適用除外の基準が、次のとおり定められている。

ア 表示面積

表示面積は、1 住宅もしくは 1 営業所等の敷地内につき、10 平方メートル以内であること。

ただし、禁止地域に表示するものにあつては 5 平方メートル以内とする。

また、その他上記別表第 3 に定める条件に適合すること。

これらの表示面積は、1基の広告物の表示面積ではなく、1住宅、1営業所等の敷地内の広告物の総表示面積をいうものであり、これらの表示面積を超えるものは許可を受けなければ設置できないこととなる。ただし、禁止地域に表示するものについては、これらの表示面積を超えるものは許可されない。

なお、自家用広告物の表示内容として、自己の営業に係る特定の商品名等を表示する場合は、これらの特定商品名等の表示面積が全体の表示面積の2分の1以下の場合に限り、適用除外扱いとなるものである。

また、特定商品名を表示する場合の許可申請者及び特定商品名の解釈については、県土木部長通知（昭和41年2月28日計第166号土木部長通知）によることとしている。本市もこれを踏襲する。

（参考）屋外広告物条例第2条及び同施行規則第1条第3号の解釈について

（昭和41年2月28日計第166号土木部長通知）

このことについて、川崎土木事務所長から照会があったので、別紙のとおり回答したから参考とせられたい。

（別紙）

屋外広告物条例第2条及び同施行規則第1条第3号の解釈について

昭和41年2月5日付け川土第172号をもって照会のあった標記のことについては、次のとおり回答する。

問1 屋外広告物条例第2条関係

同条に基づき許可を受けなければならない者は、広告物の表示内容における商品名（またはその総称）のメーカー（またはその商品名を専売している卸売業者）であると解してよろしいか。

答 照会による各小売商店等に設置又は表示される生産会社（メーカー）等の商品名、いわゆる特定商品名を設置又は表示する広告物の許可申請を誰がするかと解されるが、屋外広告物の許可申請は、広告物を設置又は表示しようとする者が、申請し許可を受けるものであり（条例第2条、第9条（現行第11条）参照）、この場合その申請は、メーカーである場合と小売店が直接設置又は表示する場合が考えられる。小売店が直接設置又は表示する場合は、表示内容の如何にかかわらず小売店が申請者となり許可を受けるものであるが、多くの場合は、メーカーがその商品販売拡張のため自己の製品を販売している小売店に掲出を依頼し自己の下請広告業者をもって設置又は表示する、即ちメーカーが申請者となり許可を受けるのが普通ではないかと考えられる。しかし、なかにはメーカーが広告物を作成し、小売業者店名等をその広告物に併用表示して広告物を寄贈し、小売店が設置又は表示する場合も稀には認められる。この場合は、小売店が広告物を設置又は表示するものであるから小売店が申請者となり、設置又は表示の許可を受けなければならないこととなる。

何れにしても、広告物は、その表示如何にかかわらず、これを設置又は表示しようとする者が許可を受けなければならないものであるが、すでに設置の広告物にあっては、メーカーと小売店の責任のなすり合いにより判然としないものが生じているのが現状と思われる。この場合は、一応表示内容にあたる特定商品名の生産会社（メーカー）を広告主と考え、又その

広告物を設置している小売店を管理者とみなし、双方に手続申請をするよう通知し、広告物の所有が何れにあるか調整確認（メーカーが小売店に寄贈したものであれば、その証明をとる等）のうえ、処理する必要があると認められる。

問2 屋外広告物条例施行規則第1条第3号関係（現行第1条の2第3号）

（1）同条において「特定の商品名」とは、小売店等の営業品目のうち、1種又は数種の商品名を表示したものか、それとも例えば、〇〇テレビ、△△電化製品というように特定メーカーを含め表示したものを指すのか。

（2）（略）

答 問（1）の「特定商品名」とは、テレビ、クスリ、キャラメル等のただ単に商品名をいうものではなく、その商品名に生産会社の名称等を表示した例えば、〇〇テレビ、△△キャラメル、××電化製品等のごとく限定された商品名と解するのが適当である。

○条例第8条第3項による適用除外について

関係条文

大和市屋外広告物条例

(適用除外)

第8条

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条の規定は、適用しない。

- (1) 営利を目的としないはり紙、はり札等その他これらに類する広告物で規則で定めるもの
- (2) 公共団体、公益法人その他これらに類する団体が表示し、又は設置するもので公益上必要と認められるもの

大和市屋外広告物条例施行規則

(適用除外の広告物又は掲出物件)

第5条

6 条例第8条第3項第1号の規則で定める広告物は、次に掲げるもので、かつ、表示面積が1平方メートル以下であるものとする。

- (1) 政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの
- (2) その他営利を目的としないと認められる会合及び催物類の掲示をするもの

1. 第1号（営利を目的としないはり紙、はり札その他これに類する広告物）関係

ア 条例8条第3項により適用除外となる同項第1号の「営利を目的としないはり紙、はり札その他これに類する広告物」は、規則第5条6項に掲げる(1)政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの及び(2)その他営利を目的としないと認められる会合及び催物類の掲示をするものに限定され、これらの広告物の適用除外となる基準として、表示面積が1平方メートル以下でなければならない。

イ 政治団体、労働組合等について（規則第5条第6項第1号）

(ア) 本号の「政治団体」は、広義の政治的団体をいうものである。したがって、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条及び第5条に規定する「政治団体」である。

(参考) 政治資金規正法第3条

(定義等)

第3条 この法律において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- (1) 政治上の主義若しくは施策を推進し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- (2) 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体

イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、又はこれに反対すること。

ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

2 この法律において「政党」とは、政治団体のうち次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの

(2) 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であるもの

(中略)

第5条 この法律の規定を適用するについては、次に掲げる団体は、政治団体とみなす。

(1) 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの

(2) 政治資金団体（政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、第6条の2第2項前段の規定による届出がされているものをいう。以下同じ。）

(以下略)

(イ) 本号の「政治団体、労働組合等」の解釈について

「政治団体、労働組合等」は、例示的な列举であり、通常政治活動又は労働組合活動、社会改革運動、生活改善運動等を行う、あらゆる団体が対象となるものと解されるものであり、団体だけでなく個人も当然に対象となることは、いうまでもない。

また、条例第31条は、適用上の注意として、「この条例の適用にあたっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。」と規定して、国民の政治活動の自由、表現の自由等への配慮を義務づけており、この趣旨からも、本号の団体は、通常、政治活動又は労働組合活動等を行っている団体に限定されるものではない。

ウ その他営利を目的としないと認められる会合及び催物類（規則第5条第6項第2号）

本号の「その他営利を目的としないと認められる会合及び催物類」は、国民の学術、技芸、その他の文化活動、福祉活動等の日常の社会活動を行うものを対象とするものと解される。

そこで、慈善事業に名を借りて、実態は、商行為として営利目的で興業等を行う場合は適用除外とはならないものである。

2. 第2号（公共団体、公益法人等が表示等をする公益上必要と認められるもの）関係

ア 本号は、公共団体、公益法人等が表示等をする広告物等の適用除外について規定しているが、適用除外となるには、1) 公共団体、公益法人等が表示する広告物等であること及び2) 当該広告物等が公益上必要と認められるものであることの2要件のいずれにも該当することが必要である。

イ 条例第8条第3項により適用除外となる同項第2号の「公共団体、公益法人その他これに類する団体が表示し、又は設置するもので公益上必要と認められるもの」としたのは、社会生活を営

大和市屋外広告物条例標準処理期間・審査基準

むうえで一定の公共性、公益性があると認められるような広告物まで条例の規制を一律に適用することは適当でないからである。

ウ 「公共団体」とは、公共の福祉の実現を目的とし、法令の規定に基づいてその存立の目的を与えられた団体をいい、地方公共団体のほか、土地改良区、水害予防組合などである。

エ 「公益法人」とは、慈善、学術などの公益を目的とし、営利を目的としない法人であり、その種類として、民法第34条に基づく公益法人のほか、宗教法人法に基づく宗教法人、私立学校法に基づく学校法人、医療法に基づく医療法人、社会福祉事業法に基づく社会福祉法人がある。

なお、公益法人は、付随的に営利行為を行うことは差し支えないとされているが、この営利行為のために表示する広告物等については、本号の「公益上必要」に該当せず、適用除外の広告物とはならないものである。

参考

民法

(公益法人の設立)

第34条 学術、技芸、慈善、祭祀し、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

オ 「その他これに類する団体」とは、公共の福祉の実現を目的とする法人格のない団体をいい、地域の社会福祉協議会、地域振興会、交通安全協会、地域自治会、防犯協会等の地域市民団体等である。

○条例第9条による適用除外の特例について

関係条文

大和市屋外広告物条例

(適用除外の特例)

第9条 市長は、広告物及び掲出物件が良好な景観の形成に資すると認めるときは、これらに対して第3条、第5条及び第7条の規定の適用を除外することができる。

2 前項の場合において、当該適用の除外を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

本条は、表示しようとする広告物等が、規則で定める許可基準に適合せず又は禁止地域若しくは禁止物件に表示しようとする場合において、表示者が適用の除外を受けたい旨を申請したとき、市長が、当該広告物の表示が当該地域の良好な景観の形成や風致の向上に資すると認める場合は、街づくり推進会議の意見を聴いたうえで適用を除外することができることを定めたものであり、適用除外の特例となる制度である。

<特例の例>

適用除外となる事例としては次の場合が考えられる。

- ・塀や建物に塗料などで描かれた周辺の景観に調和した営利を目的としない広告物（絵画等）
- ・許可基準を超える規模の広告物であるが、周辺の景観に調和し、街のシンボルとして必要と認められるもの
- ・禁止物件に表示される広告物であるが、良好な景観の形成や風致の向上に資すると認められるもの

あくまで特例であり、慎重な審査が必要なので、標準処理期間は60日となっている。

○条例施行規則別表第2の許可基準について

関係条文

大和市屋外広告物条例

第7条 次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定める基準に適合しなければならない。

- (1) 建築物の壁面を利用するもの
- (2) 建築物から突出するもの
- (3) 広告塔、広告板等
- (4) 電柱又は街灯柱を利用するもの
- (5) 電車、自動車等の外面を利用するもの
- (6) 標識柱を利用するもの

大和市屋外広告物条例施行規則

(表示の位置等の基準)

第4条 条例第7条の基準は、別表第1に掲げる許可地域区分に従い、別表第2のとおりとする。

別表第2(略)

1. 建築物の壁面を利用するもの

ア はり紙、はり札等の欄の「同一のものを連続して表示しないこと。」というのは、一つの建築物の同一壁面に全く同一のはり紙、はり札等を2以上表示してはならないことを意味するものである。

イ 「同一壁面に表示内容が同一のものを複数設置しないこと。」の「表示内容が同一」とは、同じ「色・内容・文字・文字の形式・配列」で、大きさが2倍以内のものを「表示内容が同一」とする。

ウ 丸いビルの場合、同一壁面は半円の投影面積を同一壁面とする。

エ 五角形以上の角張ったビルの同一壁面は、45度までは同一壁面とする。

オ 4. 同一方向(同じ向き)の壁面で凸凹がある場合は、1m以内の凸凹は同一壁面とする。

2. 建築物から突出するもの

ア 建築物の上部から突出するものの項の第1種許可地域の欄の「表示又は掲出できない。」というのは、同地域においては、建築物の屋根又は屋上には、屋外広告物を表示(掲出)ができないということである。ただし、自家用広告物は自家用広告物としての基準(許可地域内は表示面積の合計が10㎡以下)に合致しているものは、適用除外となるものである。

イ 「最大断面積」とは、屋外広告物に対して側面から投光した場合の最大投影面積をいうものである。(最下図参照)。

ウ 「下端は地上3メートル以上とし…」とあるのは、道路上の空中占用の許可を受けている場

合についてだけ認めるということである。

エ 「屋上の物見塔その他これに類する工作物」とは、物見塔、装飾塔及びクーリングタワー等の建築設備（工作物）をいうものである。なお、階段室、昇降機塔などの建物の一部であるものには広告物を設置することができるが、この場合において、これらの階段室等が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号ロに規定する「階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以上」の場合においては、当該階段室等に設置される広告物の高さの算定にあたっては、当該建築物の屋上部から算定するものとする。

オ 「電車、自動車等の外面を利用するもの」及び「アドバルーン」以外は、道路占用を伴う場合が多いので、大和市行政手続条例第10条の趣旨に沿い、審査の促進に努めるとともに、道路占用を要するものについてはその許可を受けさせるよう指導するものとする。

参考

大和市行政手続条例

（市長等が関与する複数の処分等）

第10条 市長等は、申請の処理をするに当たり、同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 1の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の市長等が関与する場合においては、当該複数の市長等は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

3. 電柱又は街灯柱を利用するもの

ア 「電柱及び街灯柱を利用するもの」あるいは「アーケードに設置するもの」について、同一道路あるいは同一商店街に設置する場合は、なるべく位置、形状及び規模を統一するよう指導しなければならないものである。

4. 電車、自動車等の外面を利用するもの

ア 「1の電車」とは、1両の電車をいうものである。

イ 「広告車」とは、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車をいうものである。

5. 標識柱（道路標識を除く。）を利用するもの

ア 「標識柱（道路標識を除く。）を利用するもの」とは、道路上に設置してある消火栓標識（消防水利）であり、消防法第21条第2項により設置を義務づけられているものであるため、この消火栓標識に付置する広告物については、道路管理者の占用許可があることを前提として、規則別表第2の基準に合致している場合に許可することとしているものである。

6. 備考について

大和市屋外広告物条例標準処理期間・審査基準

- ア 別表第2の備考1は、屋外広告物の表示（掲出）可能面積の最高限度を設けたものであって、1事業所、営業所、店舗等の敷地内に表示（掲出）できる屋外広告物の合計が第1種許可地域にあっては20平方メートル、第2種許可地域にあっては47平方メートル以内でなければならないものである。
- イ 別表第2の備考2の動光とは、電球等を利用し、一つ一つの電球等を時間的にずらして点滅させるものをいい、広告物の枠どり等に利用する形態のものが多いが、これを禁止するものである。

○条例第4条の許可申請手数料の算定について

関係条文

大和市屋外広告物条例

(許可申請手数料)

第4条 前条第1項の許可の申請をしようとする者は、申請の際に別表に定める広告物及び掲出物件の種類により、手数料を納めなければならない。

1. 許可申請手数料の算定について

許可申請手数料の算定にあたって、県土木部長通知（昭和47年6月28日計第211号土木部長通知）に基づき行うこととされている。本市でもこの通知を踏襲する。

(参考) 神奈川県屋外広告物条例施行規則第8条（現行県条例第12条）（申請手数料）の取扱いについて

(昭和47年6月28日計第211号土木部長通知)

このことについて、次のとおり取扱い方法を定めたので、今後の取扱いについて遺漏のないよう留意されたい。

なお、下記のうち2の取扱いについては別紙例を参考とされたい。

取扱い方法

1 条例施行規則別表第2に規定する「広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内板」については、1基を単位として手数料が決められているものであるから、1件の申請書により複数の物件について申請があった場合は、個々の物件について手数料を算定し、その合計額を当該申請の手数料として収入すること。

自己の住宅、店舗等に自己の所在、名称、営業内容等を表示する広告物（いわゆる自家用広告物）として1件の申請書により複数の物件について申請があった場合においても申請にかかる広告物の全表示面積の合計により手数料を算定することなく、あくまでも上記方法により算定すること。

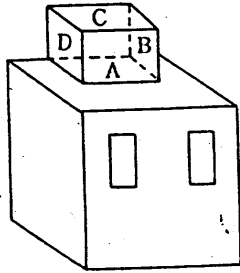
2 1基の広告塔、広告板に照明装置のある部分と照明装置のない部分が存する場合には、照明装置のある部分とない部分についてそれぞれの手数料を算定し、その合計を当該広告物についての手数料とすること。

ただし、照明のない部分を照明装置があるものとして算定した場合の方が、上記方法によった場合より手数料が低額となる場合においては、上記方法によることを要しない。

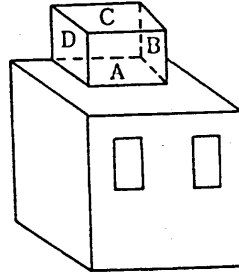
なお、照明装置のある部分とない部分の区別は広告表示面を単位として行なうものとし、1の広告表示面で照明装置のある部分とない部分が区別できる場合であっても、照明装置のあるものとして取扱うこと。

1. 前記の県土木部長通知の適用例は次のとおりである。

例1



例2



例1は、4面広告塔でありABC面には照明装置があり、D面には照明装置がない場合である。

この場合にはABC面の表示面積の合計を行ない手数料を算出したものに、D面の手数を加えたものを当該広告物の申請手数料とする。

例2も上記例1と同例であるが、この場合においてABC面がそれぞれ4㎡D面が7㎡であるとした場合は、計算上の問題から、照明装置のある部分とない部分において手数料を算出すると12,100円(照明装置のあるABC面分12㎡は8,700円、照明装置のないD面分7㎡は3,400円)になるが、これをすべての面に照明装置ありとして算出すると11,600円(照明装置のある分19㎡とみなす場合)になる。この場合は、金額の少ない後者を申請手数料とする。

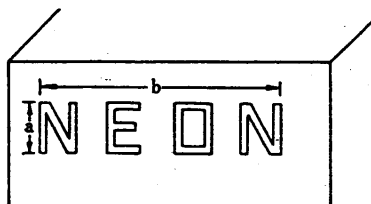
(注) 例2における広告塔の単位手数料
 照明装置のない場合 5㎡につき 1,700円
 照明装置のある場合 5㎡につき 2,900円

2. 広告物の面積算定の方法について

許可申請手数料の算定に係る広告物の面積算定については、神奈川県屋外広告物条例において昭和47年4月1日から次の方法により行っているところである。本市においてもこれを踏襲する。

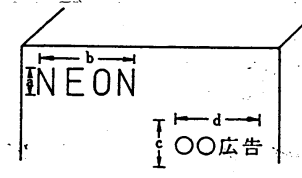
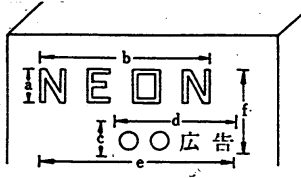
ア 屋根、塀、壁等の既存の施設の面上に直接表示し、又は物件を設置して表示するもの算定方法は、原則として当該広告物の表示面積(一連の文字間の空間を含む。)とする。

例1 S(面積) = a b



例2の(1) $S = a b + c d$

例2の(2) $S = a b + c d$

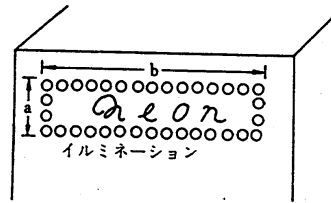
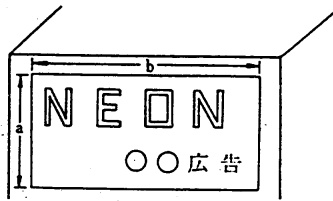


注：例2の(1)の場合は従来においては一体の広告物として $S = e f$ としていたが例2の(2)の場合にも同一方法を適用するのは問題があり、運用の統一を図るため方法を改めた経緯がある。

(昭和47年4月1日)

例3 $S = a b$

例4 $S = a b$

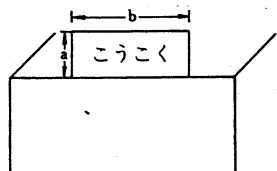


注：本例のように壁面の一部に商店名等を表示するため壁面の色彩をぬりかえたりした場合は、当該ぬりかえ部分の面積とする。

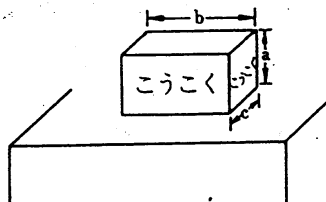
イ 物件を設置して表示するもの

算定方法は、原則として当該物件の面積を広告物の表示面積とする。ただし、表示のない面は除く。

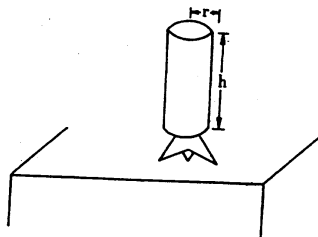
例1 $S = a b$



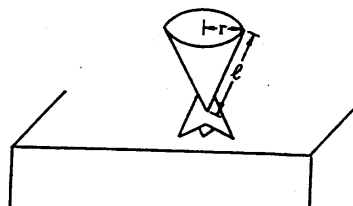
例2 $S = 2 a (b + c)$



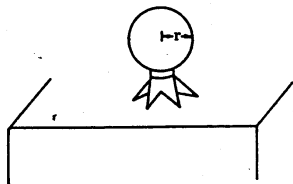
例3 $S = 2 \pi r h$



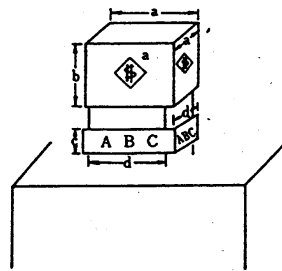
例4 $S = \pi r l$



例5 $S = 4 \pi r^2$



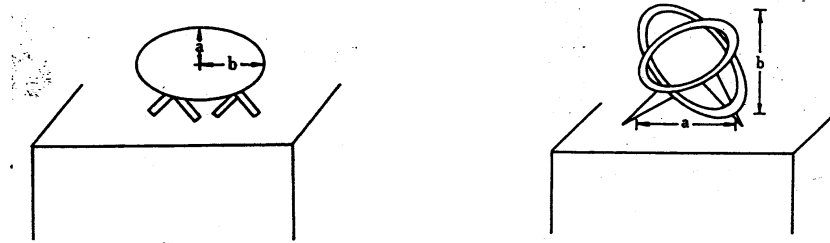
例6 $S = 4 (a b + c d)$



例7 $S = a b \pi$

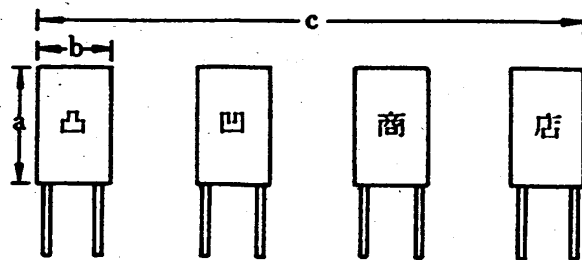
例8 $S = a b$

変形の広告物の面積算定は最長距離同士を乗じたものとする。

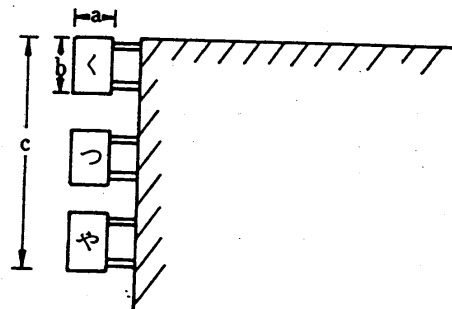


ウ 各独立した物件に表示された広告物であって、空間をおき、それぞれの独立した物件の表示内容の総合で一定の概念、イメージを伝達するもの
算定方法は、原則として各物件間の空間部分も表示面として計算する。

例1 $S = a c$



例2 $S = a c$

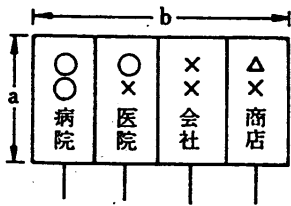


大和市屋外広告物条例標準処理期間・審査基準

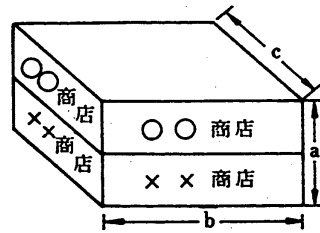
エ それぞれ一定の概念又はイメージを伝達する表示内容を有するものが1の広告物に複数表示されるもの

算定方法は、一つの広告板、広告塔に独立した複数の異なった概念等が表示されるものについては原則として当該物件の面積を広告表示面積とする。ただし、それぞれの表示面が独立している場合は、それぞれの表示面の合計面積とする。

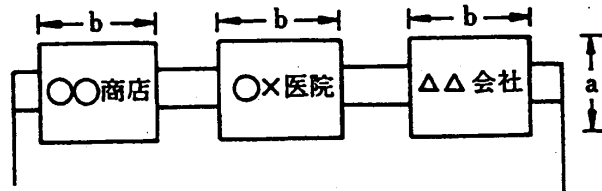
例1 $S = a b$



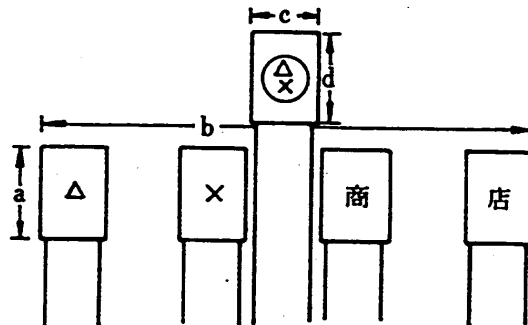
例2 $S = 2 a (b + c)$



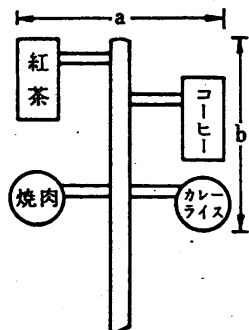
例3 $S = 3 a b$



例4 $S = a b + c d$



例5 $S = a b$



(5) 最大断面積の算出例

